

千葉市居住安定援助計画認定制度に関する事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉市内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）に基づく居住安定援助賃貸住宅事業に係る認定等について、法、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「厚生労働省・国土交通省共同省令」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「国土交通省令」という。）及び厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（令和7年厚生労働省令第68号。以下「厚生労働省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、厚生労働省・国土交通省共同省令、国土交通省令及び厚生労働省令の定めるところによる。

(認定の通知)

第3条 法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第1号）により行うものとする。

(変更認定の通知)

第4条 法第44条第2項において準用する法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画変更認定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、法第40条第1項又は法第44条第1項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更に係る届出)

第6条 厚生労働省・国土交通省共同省令第21条第2項の届出書は、居住安定援助計画の軽微な変更届出書（様式第4号）による。

(目的外使用の承認)

第7条 市長は、法第50条第1項の承認をするときは、目的外使用に係る承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第8条 市長は、法第45条又は法第50条第1項の承認をしないときは、承認しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第9条 市長は、法第54条第1項の規定による報告を求めるときは、居住安定援助賃貸住宅事業状況報告依頼書（様式第7号）により行うものとし、依頼を受けた認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下「認定事業者等」という。）は、居住安定援助賃貸住宅事業状況報告書（様式第8号）により報告するものとする。

2 市長は、法第54条第1項の規定による立入検査を行うときは、あらかじめ居住安定

援助賃貸住宅事業立入検査実施通知書（様式第9号）により通知するものとし、当該立入検査実施後にその結果を居住安定援助賃貸住宅事業立入検査結果通知書（様式第10号）により認定事業者等に通知するものとする。

（改善命令）

第10条 法第55条の規定による命令は、居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書（様式第11号）により行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第11条 法第56条第3項の規定による通知は、居住安定援助計画認定取消通知書（様式第12号）により行うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。